

# 中学生死亡事件に係る専門委員からの提言

平成 27 年 8 月 25 日

影山	秀人
後藤	弘子
小林	正幸
新倉	アキ子
西野	博之
松原	康雄
宮田	美恵子

※ 五十音順



## はじめに

われわれ専門委員は、川崎市が本事件の再発防止策等を検討するに当たり、外部有識者会議等において、事件の検証や再発防止策の検討を行ってきた。本事件について、時をさかのぼり、被害少年の死を食い止めることはできないが、子どもたちを被害者にも加害者にもしないために、学校は、川崎市は何ができたのか。有識者として検証に加わった私たちは、そのことを考え続けた。

もちろん、私たちが前提とすることができた「情報」には、様々な形での限界があった。当時そのような視点がなかったために収集されなかった情報、時間の関係等で十分に参照できなかつた情報など、検証の前提となる情報に一定の制約が存在することは、「検証」がもつ宿命とはいえ、もどかしさを感じたことも少なからずあった。しかし、私たちは、自分たちが目にすることができた情報を前提として、それぞれができたであろうことを考え続けた。

私たちは、抽象的に「すべきこと」を考えたわけではない。一定の情報をもとにして、それぞれの関係諸機関が「できたであろうこと」は何かを検討してきた。そして、それができなかった理由も同時に考えた。

私たちは、子どもに安心できる安全な居場所がなかったことが、今回の事件の大きな要因の一つだと考えた。非行少年となった加害少年たちも、死亡した被害少年も、家庭や学校という子どもにとって基本的な、安心・安全な居場所が何らかの理由によって奪われた子どもたちであり、こうした子どもたちが、自らの居場所を自分の手で探し、形成し、維持し続けようとしたことが今回の事件の背景にあるように思われる。

子どもの居場所を確保し続けること、子どもの状況を理解・把握し寄り添うことは、おとなに課された役割であり、義務である。事件が起こるのは、それぞれの必要な義務が果たされなかつた時である。そして、今回の事件も、学校や行政が必要な支援を行えたのに行わなかつたために起きたとも言える。

加害少年たちは、司法制度によって彼ら自身の責任を追及される。しかし、司法制度は、家庭や学校や行政にどのような責任があるのかを教えてはくれない。そのため、それぞれは自らの責任を自ら検証する義務を負う。今回の検証は、本来は数多くなされるべきそうした検証の一つに過ぎない。

私たちは市の検証報告を補い、二度とこのような事件が起きないことを願って、われわれの責任として提言を別冊の形式で公表するものである。

最後に、被害少年のご冥福をお祈りするとともに、加害少年が司法の判断を得て更生の道に真摯に取り組むよう望みたい。

## 専門委員及び外部有識者会議の位置付け

専門委員は、「普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。(地方自治法第174条第3項)」とされており、本来的には各委員が個別に調査研究を行うものである。

しかしながら、今回の事案に際しては、各分野の委員同士で多角的な幅広い議論を行うため、行政の検証委員会や庁内対策会議における報告書の取りまとめに向けて、専門委員が一堂に会した計4回の外部有識者会議(附属機関等の合議制の会議体ではない。)において市関係者に対するヒアリングを行うなどして、各々の専門的見地から検討・協議を重ねた。

## 本提言の構成

各委員の個別の検討や外部有識者会議における協議等に基づいて、市は庁内対策会議報告書の内容に適宜反映させたが、具体的な各委員の意見については、その主なものを庁内対策会議報告書の構成に準拠するなどして分類・整理し、各委員からの「個別意見(外部有識者会議における意見については、何回目の会議かを文末に記載)」と、委員全体の共通した見解として特記した「意見のポイント」としてまとめている。

また、各委員のそれぞれの専門領域からの視点に基づく見解を、巻末に掲載したところである。

## 1 「I 事実関係の把握」等について

### 【意見のポイント】

- 必要な個人情報については、この会議の中では取り扱うが、そのことを取り上げて提言することには限界があるので、再発防止策を策定するに当たっては一般論として記述していき、関係者のみならず市民にも伝えたい。
- 情報が限られるなどの制約はあるが、加害少年の情報とそれに基づく再発防止に向けた市側の対応策等についても、有識者会議の場で一定の議論を進めた。

### 【個別意見】

- 再犯防止策の検討にあたっては、加害少年がどのような生育のプロセスの中で、このような事件に至ってしまったかを整理していかないと効果的な防止策を考えるのは難しいと考える。(第1回)
- 学校の対応は時系列で記載されているが、その際の被害少年の様子の変化等にも踏み込んで検証すべきである。(第2回)
- 「本事案に対する基本的な考え方」において、文部科学省の分類での「あそび・非行型」不登校と捉えているが、可能な限り被害少年が何故学校に行きたくなくなってきたか、行けなくなったのかの考察ができるとうい。(第2回)
- 検証内容は、関係機関の情報共有や部署内での研修などで、有効に活用してほしい。(第4回)

## 2 「Ⅱ 検証と考察」等について

### 【意見のポイント】

- 学校・福祉・地域等が、どの時点でどのように関わればよかったかという観点からの十分な調査・検討が必要である。
- ある時点から学校だけでは担い切れない課題があり、児童相談所等を巻き込むなど、福祉部門とも一緒に対応することが望ましいケースであった。
- 教師は、子どもが毎日学校に来てさえいれば問題がないというところに留まらず、感性をより高めて、問題行動からその背景を知ろうとする福祉的な視点をもって対応する必要がある。
- 個別ケースにより対応は異なるが、子どもたちに実際に会いに行つてつなぐとすることが大事である。
- 関係部署がそれぞれ断片的な情報を持っていたが、相互理解が足りずお互いに情報を共有できない状態であった。関係機関がどの場面で主体的に関わることができたのかを振り返ることが大切である。
- 犯罪抑止に向けて、未成年の飲酒や危険な場所をなくしていくためにも、地域の協力を得て、何らかの対策を打つことも重要な視点である。

### 【個別意見】

#### 《総合的事項等》

- この事件がなぜ起こってしまったのかについては、様々な遠因や直接的な要因を発見することができるかもしれないが、時間的な制約等もあり、加害・被害少年を取り巻くいろいろなセーフティーネットや、大人たちは何か気づけなかったのかなどを中心に検証する必要がある。(第1回)
- 様々な大人たちが情報を持っていたのに、被害少年の状況を十分に受け止められず、結果的に行動できていない。(第1回)
- 加害少年が何故この事件に至ってしまったかということについて、有効な対策を検討するためには、推論になるのはやむを得ないものの、もう少し踏み込んだ加害少年についての分析が必要である。(第2回)
- 加害をどう防ぐかについては、裁判も始まっていない段階では的確なコメントはできないと思う。被害をどう防ぎ、どのような支援ができたかという課題になってくる。(第3回)
- 被害少年が抱える問題が周囲のおとなから見えにくかったということが問題であり、その点を掘り下げて検討する必要がある。(第3回)
- このケースについては、それぞれ関係する部局がどう関わっていったらよいかということの情報の共有化と今後の対策について協議すべきであった。(第3回)

- 施設で保護することによって、不登校や非行の状況が変化する場合もあり、子どもの生活の場を安定させることが非常に大事になってくる。子どもの居場所は、学校と家庭が両輪で対応していかなければ子どもの問題は解決できないと考える。(第4回)
- 子ども同士のつながりの薄さが気になっている。いじめの問題においても、加害でも被害でもない子どもたちの多くは、本当に困った時に誰かに向き合ってもらった体験がなく、役割だけで動いており、役割から外れかかった時には、偽りのつながりを求めてしまう。被害者も、加害者に近寄りたかった訳ではなく、たとえ偽りであったとしても少しでも受け入れてもらえるものを求めていたと思う。いじめというのは、偽りのつながりの中で起こっているので、それを止めるように言うことや、大人に言えば、つながりが全て壊れてしまうことから、横にいる人間も「あの子いじめているよ」や「やめろよ」が言えない。そういった問題に大人がどう向き合うのか・寄り添うのかが問われていると思う。このことは教員だけでなく地域も含んだ大人の責任であり、学校教育・社会教育・福祉のそれぞれで問題がある。(第4回)

《検証委員会・視点① 児童生徒理解について》

- 被害少年が加害少年から暴力を受けたとされているのに、会い続けていたのは何故かという点の議論が必要である。(第2回)
- 文部科学省の「あそび・非行型」不登校という分類は、できた当時とは状況が違ってきている。最近は暴力行為が増えており行為が注目されがちだが、多くはPTSDや解離性症状の傾向などの問題である。本件の問題も非行というよりは感情コントロールの問題である。そのことを大人たちが分かっておかないといけない。非行少年を単に捕まえればよい、福祉が関わればよいというような単純な問題ではない。(第2回)
- 子どものPTSDの事例をみると、むしろ症状が出てくるのは落ちついてから3カ月程度である。安定して見えるのは、心理の分野では決してよいことではなく、順調に登校しているということだけで安心してはいけない。(第3回)
- 再発防止策ではチーム対応の根拠となる「生徒理解」の共有が大事だが、それぞれの教師がどのように「生徒理解」をしていたのかについて十分に検証すべきである。(第2回)
- 教育委員会の再発防止策で「生徒理解」が必要であるとしているが、具体的な生徒理解の方法についていろいろな角度から丁寧に分析すべきである。(第2回)

- 子どもとつながることができる大人がおり、「心配している」という姿勢を明確にすれば、単に「探している」ということではなく、「何々先生が心配しているよ」とポジティブな意味で本人に伝えてくれる子どもが出てきたかも知れない。また、この問題について、子どもの方から教師が相談を受けられたかもしれない。(第1回)
- 子どもたちの交友関係が、LINEでのつながりというような見えにくい状況になっている中で、入学当初からの各段階において、些細な変化でも教師が想像力を膨らませ起こり得る事態を予測し、対応していくきっかけにできればよかった。(第1回)

《検証委員会・視点②保護者・家庭・地域との連携について》

- 福祉の世界では、子どもに直接会うということが基本であるが、不登校に対しては、あまり登校刺激を与えないという考え方もある。この事件は見定めが難しいケースではあるが、その区分けができていたかどうかや、どこまで踏み込めたかを検証する必要がある。(第1回)

《検証委員会・視点③校内体制について》

- 職員へのアンケートで「校内体制」が十分であるかの判断は、職員の主観ではなく客観的な指標をもとにしなければならない。どのような校内体制が現在あるのかを検証した上で、不十分な場合には、何を足さなければいけないのかを考えていく必要がある。(第1回)
- 不登校の子どもたちに何らかのアプローチをするときに、「見守り」というだけでは効かない部分がある。学校の要請等がなくてもソーシャルワーカー等が入っていくような福祉的な視点で対応する仕組みが必要であったかもしれない。(第1回)
- 学校内で情報共有はされていたとのことだが、どう取り組んでいたかという組織的な対応が見えない。その後の対応こそが重要である。(第2回)
- 被害生徒に関わった教員間で認識に差がある。どういう教員集団をつくれば問題解決のためのチームとして機能するかという点も検討すべきである。(第2回)

《検証委員会・視点④学校・教育委員会・関係機関(関係局)相互の連携について》

- 学校と福祉部門が連携し、横串を通す必要があった。(第2回)
- 福祉部門との連携のために学校は何をしたらよかったか、福祉部門はどこからどのような情報が来れば対応できたのかという検証が必要である。(第1回)



- 福祉部署との連携の中で、スクールソーシャルワーカーについては、今後の配置方針や雇用の継続性など、さまざまな課題を検討していく必要がある。(第2回)
- 本事案に対する福祉部門との連携がどのように行われていたかを明らかにするなど、このケースから何を学ぶかについて、より具体的に検証する必要がある。(第2回)
- 各段階において、警察等の関係機関との連携を図るチャンスは何度かあったと考える。(第2回)
- 被害少年を取り巻く家庭・学校・地域の状況変化など、多くの場で気づきの機会があったが、問題意識が十分高くなかったり、情報等の抱え込みや関与を他機関にまかせてしまうなど、連携した支援のスタートを切ることができなかった。

《検証委員会・視点⑤ 生命尊重・人権尊重教育について》

- 川崎市ではオリジナルな生命尊重・人権尊重教育「かわさき共生\*共育プログラム」を行っており、今後一層効果的に進めるとよい。その中で、この度の事件を1つの契機として、仲間が困っていることや命に関わる情報を大人に「知らせること」は、いわゆる「チクリ」ではなく「友だちを救うこと」という理解を深めてほしい。それを「チクリ」だということがむしろ恥ずかしいことだと認識し、子どもたちが自信をもって安心して友だちを救えるようなオリジナルプログラム、指導案の開発が必要である。また、学習を通して教師と子どもが信頼関係を構築し、一緒に立ち向かう姿勢を示していくことが大事だ。

《検証委員会・全市的な取組のその他の検証項目》

- 不登校のデータと長期欠席のデータは両方示すべきである。「不登校」と見るとある種のバイアスが入るが、「年間30日以上欠席者」と見たときに、どのような理由の欠席でも、たとえ、病気の子にも会いに行こうという話に初めてなり、教師と子どもの結びつきが違っていく。(第1回)
- 「不登校対策」については、「ゆうゆう広場」のみならず、相談指導学級やNPO等の取組も記述した方がよい。(第2回)
- 不登校対策については、学校の中に子どもの居場所をつくる、通いたくなるような場所にすることが大事であるということが、学校の取組にあったほうがよい。(第4回)

《市関係部局に関する課題について》

- 被害・加害少年が住んでいた地域について、地域住民の結びつきや相互支援の状況などを議論するような柱があってもよい。(第1回)
- 夜の街で出会う家に居場所がない子どもたちは、漫画喫茶やネットカフェ、あるいは自分のことをわかってくれる(と感じる)仲間の家や、彼らを取り込もうとする優しい大人のところに行ってしまう、女の子などは二次的被害に遭うことも多い。そういう子どもたちにとっては、昼間の健全な居場所を幾らつくっても、彼らの居場所にはならない。夜間のパトロールでも、大人がそのような子どもたちに声をかけ、本当に困っている子どもを見つけ、例えば児童相談所に連絡して泊まる手配をするなどの手だてが確保されるのであれば、大変有用である。(第3回)
- 非行、犯罪化する子どもは、根底に虐待の経験を持つ場合があり、そのために家に戻れないということもある。「要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)」の取扱い児童数が急増しているのは、潜在化していたものが顕在化したのか、背景があって増えたのか。区によって傾向が明らかに異なるのは、何らかの原因や背景があると考えられ対応が必要である。(第3回)

### 3 「Ⅲ 再発防止策に関して」等について

#### 【意見のポイント】

- 子どもにとっては、家庭、学校、地域それぞれが「居場所」（癒しを与え、成長発達をうながし、人間関係を作り出す環境）となる必要がある。被害少年や加害少年の家庭が必要に応じた養育を十分担えるような社会的支援が提供される必要があった。学校は、子どもにとって重要な学習、生活環境を提供する。特に被害少年の欠席が多くなるなかで、学校環境（教員との関係やクラスメイト、先輩・後輩との関係）が変化していないか点検するとともに、相談できる体制作りも必要であった。地域でも子どもが寄り集う場所が複数あり、そこでの子どもの相互交流が子どもにとっての居場所となることができる。こども文化センターの力量を高めるとともに、子ども夢パークのような全市的な施設へのさらなる充実に向けた行政支援も求められる。
- 被害少年の居場所がどこかにあれば、加害少年グループには近づかなかったかも知れないことから、そういう居場所づくりが今後必要になってくる。
- 大人は、それぞれの場所で、子どもの言葉による、あるいは言葉によらないSOSを受けとめていく大切さを認識し、抱え込まずに、家庭も含めた全体的なネットワークで支援を考えていく必要がある。
- 教育委員会事務局及び市長事務局など、行政の機関間の役割分担が十分ではなく、どのように連携していくかについて、横串を通すような検討が必要である。
- 要対協を機能させるための構成等を検討し、機能強化を図るべきである。
- 安全安心なまちづくりとして、子どもに関する団体等で熱心に活動するだけでなく、まち全体で子どもを見守る意識や関心を高める視点が必要である。
- 「子どもの居場所」に関わる大人には、意識改革によって子どもの変化を捉え、適切な組織に必要な情報をつなげるスキルを身につけてほしい。
- 報告書をまとめる作業が終わりではなく、ここで考えていることを実行に移していく、すでに取り組んでいるものは、それを継続していくことが大事である。また、ここに書かれていることを教育・福祉部門のそれぞれが正しく理解するということが非常に重要であり、市民にも理解してもらうようにできるのが理想である。その意味では、部局横断的な連絡調整機能はとても大事なことで、報告書に継続的に進捗管理していくと記載されていることは非常によいことだと思う。

## 【個別意見】

### 《総合的事項等》

- 連携して機能的に動ける仕組みが必要である。野球型のシステムでは、自分のフィールド範囲を自分の中で決めてしまったときに、お見合いをしてしまうことが課題となる。非行や不登校などの課題では、お互いがうまくバックアップできるようなサッカー型の組織論のあり方を考える必要がある。  
(第3回)
- 一定の検証はなされているが、再発防止のビジョンをより明確にし、明示する必要がある。再発防止策は総花的にならざるを得ないが、「居場所」や「監視ではなく見守り」をキーワードにした上で、子どもの問題解決のために多くの経路が開かれ、それらがつながっているというイメージで再発防止先のための絵を描くようにすればよいのではないか。(第3回)
- 報告書全体のトーンが、問題のある子にレッテルを張ることで「気づき」があると誤解されるおそれがあり、その子らを監視や排除できるようにするものと受け取られては心外である。それは困難を抱えた子どもたちを大人からより見えなくさせる。例えば、大人からの被害を防ぐパトロールならよいが、単に「パトロールの強化」などを書いてあると、誤解を受ける可能性がある。家に帰れない子どもに「家に帰れ」などと言うことは、全くの逆効果である。  
(第3回)
- 報告書には、川崎市が今回の事件を受けて持った思いのようなものをもう少し出した方がよい。監視するのではない、子どもにやさしいまちをつくるというようなパッションや方針を語ってほしい。(第3回)
- 子どもとともに「歩む」という川崎市の伝統を踏まえ、排除や、予防的に犯罪を起こさせないような監視ということではなく、大人からの被害を防ぎ、子どもを守るパトロールとするなど、そういうものが行間からも読み取れるような構成にしてほしい。(第3回)
- 予防には、未然防止・早期発見・早期対応がある。本当の予防を考えると、不登校で言えば、学校の居心地をどれだけ良くできるかだと考える必要がある。報告書で早期発見が中心となっているのは、やむを得ないことだが、理想をいえば、未然防止も含めた書き込みがあるとよい。(第4回)
- 川崎は、「子どもの権利委員会」を持っている。引き続き同委員会で検証作業を続けてもらいたい。(第4回)
- これから子どもを見守るシステムをつくっていくことになると思うが、民間も含めた人材育成が重要となるので、研修等をしっかりやっていくということと、その人たちがきちんと仕事をしていける環境をつくってほしい。  
(第4回)

- 今後、様々な対策を進めて行くにあたり、具体的で確実に子どもの手に届く、子ども目線の対策を実行し、評価しながら継続していくことが大事である。相談機関の子どもへの周知にしても、「チラシを配る」という量的方法から質的充実を図り、例えば学級で相談窓口に行ってみる、電話するシミュレーションを行う、といった具体的な方法で行うことで、子どもに信頼と安心感をもってもらう必要があると考える。

#### 《教育委員会の取組》

- 限られた情報の中で未然防止は難しいので、二次的予防、早期発見するために何が必要で、どう対応するかが大事である。(第1回)
- いじめ防止対策推進法に基づくアンケートにおいて、いじめには当たらない学外の行為も含めて、2カ月程度の対象期間に、いじめや悪口などの問題のある行動を受けた(見た)頻度を無記名で調査してはどうか。相談カードを同封して、相談を求める子どもへは対応も案内するが、加えていじめの傍観や観察の有無を調べることにより未然防止が図れるのではないか。また、学校は指導要録を保存する5年間は、卒業生の相談に応じることとしてもよいのではないか。このように相談できるチャンネルを増やし、確実に専門家へつなぐシステムが必要である。(第3回)
- 不登校対策の中で、「再登校へ向けた支援」と「新たな不登校を生まない取組」とあるが、誤解を生じないように、「社会的自立に向けた支援」とすべきと考える。(第4回)
- 従来の不登校に加え、長期欠席傾向のある子を支援対象としていく考えはよいと思う。(第4回)

#### 《学校に求める取組》

- 「生徒理解」で、「内面に寄り添い、受容的な姿勢で積極的に関わっていくこと」が具体的にどういうことなのか、新人教員にもわかるようにしておかないといけない。また、「共通理解」と言うとき、情報の共有は大事であるが、サッカーチームのように、大きな方針を共有した上で、自律的に動くメンバーが、各自が子どもにどう関わればよいかを考えながら、連携して動いていくことが本来の「共通理解」に基づく対応である。(第1回)
- 今後、加害者・被害者を出さないためには、子どもたちは何か問題を抱えているからこそ問題行動に出るということを認識することが大切である。関係者の間で、問題行動の背景を知ろうとする文化を醸成することが、問題の早期発見につながる。子どもの問題行動を「非行」と評価し、アプローチする視点は、なぜ子どもがそのような問題行動を行ったのかの背景を探ることに

つながる大切な視点である。(第2回)

- 家庭訪問が重要であるが、教師にそこまでの余裕がない中でバックアップ体制も検討する必要がある。(第2回)

#### 《保健・福祉領域の取組》

- 教育と福祉の間でお互いがよく見えていない。「学校警察連絡協議会(学警連)」は情報交流の場であり、個別ケースを扱うのであれば要対協の方が動けるということを、学校も理解して必要に応じて活用すべきである。(第2回)
- 一般に、学校などの教育分野と児童相談所などの福祉分野では、お互いに情報提供だけを迫り、必要な情報の共有は十分ではない事例が多いと聞く。再発防止に向けては、法的に個人情報共有できる要対協の組織づくりと機能強化を図っていく必要がある。(第3回)
- 要対協はいろいろ活用できる組織だが、リスク判断とか、正しい情報分析ができるよう、スーパーバイザー的な人員の投入が大事である。(第3回)

#### 《児童相談所の取組》

- 法改正により、少年鑑別所は、本年6月から家庭裁判所のみならず、教育・福祉機関等からも相談を受け付けられるようになり、場合によっては援助もしてもらえることになったので活用すべきである。(第2回)
- 子どもに問題などがみられる時、児童養護施設等に入所させる方が子どもの命を守ることもあるように、矯正施設等を退所後の少年を再犯させないために、彼らを見守る専門的な目がそばに必要である。

#### 《青少年健全育成事業における取組》

- 自尊感情、自己肯定感を育めるよう、地域の中で社会参加できる場というものは非常に大事である。(第1回)
- 「子どもの居場所のあり方の検討」と「青少年の社会参加の促進」について、しっかり打ち出すことがこの会議の大きな意味だろう。市は高校進学に向けた生活保護世帯の学習支援等を行っているが、高校の中退防止にも注力すべきであり、公立高校の中にNPOが入って学習支援や居場所づくりなどの先進的な取組が展開されていることにも着目してほしい。ボランティアの力が根づいている本市では、人材をネットワーク化するコーディネーターを置き、監視カメラでなく地域の人々によって子どもを見守る提案が入ってきたほうがよい。(第3回)

- 「(仮称)川崎市子ども・若者プラン」を策定するとしているが、そこでのアクションプランに基づき連携機能を具体化していく予定だと思う。それがこれからの政策の核になると思うが、そのことが庁内ネットワークのイメージ図からは見えにくい。報告書の中に、「アクションプランを中心として」という文言と、大人が子どもとどう関わるのかを記載する必要があると考える。(第4回)

#### 《子どもの相談機関における取組》

- 国や市などが用意した多くの相談機関があるが、子どもにとっては施設窓口まで物理的、心理的距離がある。子どもに身近な携帯電話やスマホなどで連絡できるアプリの開発などができないか。各相談窓口へ様々なツールからアクセス可能にする必要があると考える。

#### 《地域の安全・安心まちづくり》

- 犯罪抑止に向けては、予兆や前兆に気づく人の目や意識を高める必要がある。飲酒の問題への対応を含め、犯罪が起こりにくいまちにしていけるためにも、地域の協力を得て、まちづくりの視点も盛り込んでほしい。(第2回)
- 全体的に地域にかかわる部分が少ないと感じる。団体に関わっている人だけでなく、一般の市民が関われる対策も必要と考える。  
安全・安心のまちづくりに、地域住民の理解や非行少年を排除しない地域づくりなどを加える必要があると考える。(第4回)
- 安全・安心なまちづくりにおける防犯灯や防犯カメラは、対策のひとつである。大事なものは「人づくり(大人はどのような思いで、子どもをどんな市民に育ていくのか)」を視野に入れたまちづくり活動である。

#### 《子どもの居場所のあり方の検討》

- 地域における居場所として、こども文化センターが果たす役割は大きいと考える。(第1回)
- 加害少年を含めて、SNS等のつながりに逃げて行ってしまう子どもたちが、生身で関われる中高生の居場所を考える必要がある。その点で、こども文化センターの存在は様々な可能性を持っていると考える。(第2回)
- 中学校区に1カ所設置されており、地域の拠点となりうるこども文化センターを、敷居の低い駆け込み寺のように使えないものか。(第3回)

- 報告書の全体のトーンの中に「子どもの居場所」というものをもう少ししっかりと書き込む必要があるのではないかと。子どもはわかりやすい言葉でSOSは出してくれないため、大人が気づいて関わっていくしかない。子どもは、逸脱行為をしながら「自分を見て」という試し行動を繰り返すことから、排除するのではなく、関わり続けることが「子どもの居場所」には求められている。(第3回)
- こども文化センターは、健全な子どもたちの集まる「居場所」であり、この場所で逸脱行動をとる子どもたちまで対応しなければならないとするならば、運営上の課題として検討しなければならないのではと考える。(第3回)
- 内閣府に要保護児童生徒を支援する理想的なプランとして、子どもたちが集える場所をつくり、力のある常勤職員に加えボランティアを大勢配置し、週に一回、専門性の高い要保護関連の委員が出向いて補佐し、月に一回程度会議を開くような形を理想として提示したことがある。その際、教育委員会事務局ではなく、市長部局が全部を統括して眺める形にしないと機能しない。社会教育関連だからと校長OBを置くのみでは、力のあるスタッフも育たず、専門家が巡回する形はせめて必要ではないだろうか。(第3回)
- 居場所としての公園の記述は不十分である。横浜市では冒険遊び場的なものを20カ所以上置き、民間の中間支援組織に市が資金を提供し、運営している。地域の公園をプレーパークにし、常駐のプレーリーダーの人件費を市が負担することによって、子どもがたまりやすく、大人と関われる場所になっている。本市は日本で唯一、UNICEF(ユニセフ)で「子どもにやさしいまち」と認められ、子どもの権利条約をベースに、子どもが参加するまちづくりを進めるとしながら、報告書は子どもにやさしくないまちの提案となっている。子どもの権利条例の象徴的な居場所の具現化としてつくった子ども夢パークも居場所というところできちんと記載して、今後、こども文化センターの研修と、夢パークで取り扱う研修をクロスするなどの取組が求められているのではないかと。(第3回)
- この事件を受け、子どもとのかかわり方をおとなたちが変えていく際、その中心となるものは「居場所」である。それは監視される場所ではなく、ただ、ぼうっとしたり、何をしていてもよい、そこにいてよい場所である。居場所がない子どもを受け入れる暴力のない安心・安全な場所が提供できれば、行政がそれ以上何かしようとしなくとも、子ども自らの育っていく力、可能性が期待できるのではないかと。(第3回)
- 相対的貧困率が16%を超え、今や子どもに夕食を無償提供する対応さえ求められる状況になりつつあり、そのような場が作れば、居場所ともなり得るだろう。(第3回)



- 加害者もかつては被害者だったということがどのケースにもあてはまる。加害者になってしまった彼らに居場所はなかったのか、子どもにやさしいまちとして相応しい子どもたちの居場所についての記述が少ないと感じる。  
(第4回)
- 子どもたちがもっと学校運営にも、地域・まちづくりにも積極的に参加できる仕組み、子どもたちの持っている力を大人たちが信じられる社会を目指すという、理念的なものを書き込むことと、子どもたちにどう寄り添っていくのか、どう居場所を作っていくのか、そこにNPOの活用などがあるといいと思う。(第4回)
- シェルターが一杯になっていると言われている状況の中で、子ども食堂のようなものは必要と考える。空き家などを活用して、ご飯を食べられない孤立した子どもたちが、地域の幅広い世代の人々とご飯を食べる場所があれば、その時に異変に気付いて、支援に繋げていくということができると思う。  
(第4回)

#### 《警察との連携の推進》

- 子どもは、様々な理由から家庭や学校での居心地が悪くなると、街に出ていき徘徊するようになる。逸脱行動を取り始めた子どもたちに初期の段階で関わるのが地域警察官であり、少年相談・保護センター等に適切につなぐことによって、専門的な相談・支援を行うことができる。子どもたちが学校外でどのような仲間と、どのようなことをしているかの情報や手だてがわからなくなったときには、学校等が早い段階で警察と連携して対応することにより、子どもたちが立ち直るチャンスになると考える。

#### 《子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置》

- 今後、庁内の縦割りを越えて、不登校から引きこもり、そのあとの就労支援までを視野に入れた、子ども・若者に特化した組織機能をイメージしていると思うが、ネットワーク図だと区役所が直接かかわるように見えて、そのあたりが見えにくくなっている。(第4回)
- 本文中でも、例えば長期欠席児童を把握した後、誰がどんなことをするのがわかりづらい。各部署がどのような状況把握をしているかなどを基礎情報として集めて、何が学校に来られなくしているのか、それが非行なのか、家庭の事情なのかというようなことを、すぐに把握する体制を取るとということが重要であり、この部分をきちんと見せられるとよい。(第4回)

- 1人の子どもに対して、市レベルでの日常的な共有は難しいので、区レベルで情報共有を担保する必要がある。ネットワーク図だと、市全体に上がってこないと動けないように見えてしまう。(第4回)
- 内閣府で子ども・若者支援法ができた時に、この問題の時にはこの機関になが、という双六のような子どもの流れ図を作ったことがある。そのようなものがあるとイメージしやすいのでは。(第4回)

#### 4 その他

##### 【意見のポイント】

- 今後の同様事案への対応に向けて、子どもや教師に対する調査のあり方、ケアのあり方を検討すべきである。

##### 【個別意見】

###### 《メンタルケアについて》

- 将来的なメンタルケアの観点からも早い段階でアンケート調査のような形で一斉に子どもの声を拾うことも、今後の検討課題となる。(第1回)
- 教師へのより踏み込んだ聞き取り調査は、ケアの観点から本人のサポートにもなりうる。(第2回)
- 今後、検証を行う際には、調査に入る人とケアする人とを分けた方がよい。(第2回)
- ケアの観点からも、子ども自身が何を感じ、どう受け止めたのか、声を出しやすい仕組みなどの環境整備が必要である。(第2回)

###### 《高校における生徒指導・支援について》

- 子どもを被害者にも加害者にもしない観点から、高校での生徒指導・支援のあり方の検討が必要だ。特に、定時制は個人的あるいは家庭的な事情などから選択されるケースが見られ、学校や担任がチームで卒業まで伴走する具体的な体制が必要である。

## おわりに

われわれ専門委員は、外部有識者会議において各分野の委員同士で多角的な幅広い議論を行うなどして本提言をまとめたが、全体を振り返って、各々の専門領域からの視点に基づく見解を記載する。

## 再発防止は市民と共に

影山 秀人

本件においては、被害少年も加害少年らも、本件発生前には、問題生徒等として日頃から「マーク」されていたものではなかったように思われる。このような、いわば「ノーマーク」の少年たちの間で、本件のような社会的に耳目を集める事件が起こったのである。

私たち大人は、いったい何ができたのかといった観点で本件を振り返ってみると、少年たちの変化やその置かれた状況に、様々な大人たちが気づき、支援の手を差し伸べるチャンスがいくつもあったことに気付かされる。子どもにかかわる大人たちが、感度良く、少年たちに接していれば、本件は未然に防ぐこともできたかもしれないと思わされる。子どもたちは、短期間の間に様々な状況の変化をしがちなので、子どもにかかわる大人たちは、自らの感度とスキルを常に向上させなければならず、「ノーマーク」の子どもなどは、本来はいてはいけないのではないかと考える。

今回、川崎市は全庁あげて、本件の検証と考察、そして今後の改善策を検討した。その真摯な姿勢に敬意を表する。これは、結果論から悪者探しをするというのではなく、私たち大人がこうした本件のような少年たちに何ができるのか、またすべきなのかを見つけ出し、それを具体的に実行に移していくべき作業でなければいけないと思う。

庁内対策会議報告書の再発防止策は多岐にわたるが、この中で、①教育委員会が、長期欠席の可能性のある全ての児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策をしようとしていること、②学校において、緊急支援チーム等の編成など状況に応じた柔軟で組織的な対応を促進すること、③要保護児童対策地域協議会の役割・機能の充実・強化をはかること、④児童相談所の非行相談等を充実させること、⑤子どもの居場所の充実を検討していくこと、⑥子ども・子育て施策を総合的に推進することも本部に部局横断的な連絡調整機能を設置すること、等は、とりわけ重要な施策と思われる。報告書に提言された再発防止策を真に実のあるものとしていくため、各部局はそれぞれアクションプログラムを策定し、毎年度末には、その進捗状況を市長及び議会に報告するなどして、市民にも分かりやすい形で、市民と共に再発防止への取り組みをしていけたらよいのではないかと考える。

## 自分たちが変わり続けることによってとる責任

後藤 弘子

子どもは、生まれる社会や家庭を選ぶことができない。しかし、生まれた以上は、その場で生きていかなければならない。子どもができる選択は、そもそもとても限られている。また、子どもは、自分のつらさや苦しさをおとなにもわかる言葉で、ストレートに表すことなどほとんどない。つらくても笑ってやり過ぎしたり、何でもないふりをするのは、子どもがプライドを保つために必要な行為でもある。また、子どもは、自分にとって安心安全な場所でなければ、そのつらさを言葉で語ることはできない。そのつらさを言葉で語れないとき、それは行動として表れる。そして、その行動は多くの場合、「問題行動」として表現され、多くの場合、その問題行動は直さなければならないものとして扱われる。

とりわけ、学校現場においては、問題行動は、指導されるべきものであり、問題行動を子どもたちが抱えている問題を明らかにして、支援につなげていくべきものだという視点が決定的に欠けている。報告書では、「生徒理解」や「生徒指導」という言葉を捉えなおそうという努力はうかがわれる。しかし、従来の手垢にまみれた言葉を使い続けることは、それなりの制度的担保がなければ、簡単に従来 of 枠組みにからめとられてしまう危険を阻止できない。報告書が言う、これまでとは異なる「正しい子どもの問題行動理解」に基づいた「生徒指導体制」は一体どのようなものになっているのだろうか。これから構築されるであろう新しい体制がどのようなものかをしっかりと見守っていきたい。

今回の報告書で川崎市は、従来からある制度や関係者の連携を強化することで、事件の再発を防止できると考えているようである。けれども、具体的にこれまでの連携と具体的に何が異なるのかについては、残念ながら、ほとんど見えてきていない。会議に参加していても、川崎市が今回の事件の原因がどこにあると考えているのかが私には最後までわからなかった。会議の中で、「川崎市モデル」を期待していると発言したが、最終的には、総花的な対策になってしまったことはとても残念である。

子どもを死に追いやってしまったおとなの責任の取り方はさまざまである。今回川崎市は、自分たちが変わることによって、責任をとろうとしたはずである。不十分ながらも変わるということを宣言したのであれば、どう変わったのかを示し続ける必要がある。今後の定期的な自己変革の報告を川崎市が行うことが、亡くなった子どもへの、今後受刑生活が予想される子どもたちへの川崎市の責任である。

## 「こころの居場所」としての学校教育

小林 正幸

本当に居心地がよいと感じられる場所があり、その場で「自分は自分でいてよい」と思え、安全の中で安心感を味わうこと、これが、子どもの育ちに必要な条件である。子どもの「こころの居場所」とは、そのような場であることが理想である。そして、多くの場合、家庭や学校がその「こころの居場所」となっていると信じたい。

しかし、家庭にせよ学校にせよ、その場からの離脱が起きることがある。家庭からの離脱は、非行交遊や家出と呼ばれ、学校を回避することは不登校と呼ばれる。この世界、社会に自分の居場所がないと絶望したときに、子どもは自分の世界にひきこもる。そして、自死に至ることもある。これらは、子どもが「こころの居場所」を奪われた結果に他ならない。

今回の悲しい事件を検証する中で、際立つのは、被害少年にせよ、加害少年にせよ、「こころの居場所」を奪われ、それでもなお、人や場を求めてやまない点であった。そして、「こころの居場所」を求める者同士が会う中で、今回の事件が不幸な形で発生した。

事件を防ぐ最初のターニングポイントは、学校の中で「こころの居場所」が消えていく時点であったと思う。問題が際立つ手前で、いくつかの予兆が見られていた。そのことに気づき、学校内の「こころの居場所」を確かなものに作り直し、子ども同士の繋がりに眼差しを向け、子どもと繋がり、子どもを支えるのは、学校の間でしかできない営為である。子どもが物理的に居てよいとされる場は、通常、家庭、学校と病院以外にはない。学校教育が「こころの居場所」となっていれば、今回の事件は防ぐことができたはずなのである。

それでも、不幸にして、学校の個々の場面のみならず、学校自体からの離脱が起きることがある。そのときには、複数の教師で、その子ども、保護者に付き添う。また、その子どもに合う「こころの居場所」に繋いでいくこと、また、状況に応じてさまざまな手立てを周囲の専門機関に求め、そのネットワークの中で子どもを包み込んでいくようにしていくのである。

子どもの示す問題行動は、子どものこころの悲鳴である。「こころの居場所」が奪われることへの叫びに他ならない。問題が深刻化する前は、その叫びは微かである。それを聞き分け、個別にかかわりながら、学級や学校が、全ての子どもたちの「こころの居場所」となるための不断の努力を願いたい。

## 多くの人の心に残した無念の思いに接して

新倉 アキ子

死亡した事件現場に多くの人が足を運び、花を添え、手を合わせて「ごめんね。助けあげられなくて…」等のメッセージを残している。なぜこれほど多くの人がこの地に足をはこぶのであろうか。外部有識者会議開催の前日、私はこの事件現場に知人とともに行き、その状況を目にした。この事件の詳細は連日マスコミに取り上げられ、社会的な反響も大きかった。亡くなった少年の事を思うと私は強い悲しみを覚える。なぜこのようなことになってしまったのか、再発させないためどうしたらよいのかを会議を通して考えた。

子どもを安心して、安全に生活させるということは大人に課せられた大きな役割である。それは親や学校の先生のみでできる事ではない。しかし、大人が関心を寄せ、関わる事が必要と思える場面に遭遇しても、関係性がないと簡単に子どもに声を掛けることができない社会になっている。今回の被害少年についても近隣に住む多くの方は少年の変化にきづき心配をしていた。しかし、それぞれの情報は集約されることもなく、少年を守る事にもつながらなかった。このような事件を再発させないためにも私たち大人は今後どうあったらよいのかと考えてみたい。

私たちは日常の生活の中で様々な人と関係を築いていくことの大切さは知っている。しかし、今日の社会はお互いに干渉せず、日常のかかわりは浅く、挨拶さえ交さなくなりつつある。このような社会変化が子育ての中にも見られ、他者の家庭に立ち入る事はタブーになっている。子どもが困って助けを求めても、手を差し伸べてくれる他人との出会いは難しく、また、抱えている問題に立ち入っても一人で対応したり、一つの機関だけでは処理できるほど単純な事柄でないこともある。かかわる大人の感受性が鈍感であると、問題をさらに深化させてしまう場合もある。子どもから発信された情報を関係者、関係機関が共有し、問題を的確にとらえ、子どものニーズに沿った援助活動を行うことが必須である。本音を出せない人間関係の中では居場所は作れない。人間同士の絆を強くし、お互いに弱音を吐き、支えあう温かい社会を培っていくことが大切である。



## 子どものSOSをキャッチできるおとなになるために

西野 博之

家に帰らない・帰れない子どもたちに、この30年間、少なからず出会ってきました。「早く帰りなさい」は空しく響き、安心できる空間と人間関係を手に入れられない子どもたちが、空腹を抱えながら、夜の闇の中をさまよい歩いています。誰かを悪者にしても、問題は解決しそうにありません。すれちがうおとなたちから声もかけられず、姿が見えない透明人間のように扱われる子どもたち。「問題行動」の鎧を身にまとい、様々な「試し行動」でおとなにシグナルを送っても、そのことの意味をキャッチすることができない鈍感なおとなたちによって、「事件」が生み出される土壌はつくられていきます。まずもって取りかからなければならないことは、私たち子どものそばにいるおとなたちの感度を上げること。子どものSOSをキャッチできるようなアンテナを立てられるおとなになることなのではないでしょうか。子どもは辛ければ辛いほど、それを言葉にはしません。言葉にならない思いを聴こう・受け止めようと子どもの傍にいます。正論を振りかざした「指導」をする前に、まずもって、困った時には相談してみようと思える人として、子どもから「選ばれるおとな」に私たちがなれているのかが問われているのだと思います。身近なおとなに自分の気持ちをしっかり聴いてもらえたと思えた時に、子どもは初めて自分自身の「問題」に向き合うことができるようになるのではないのでしょうか。

教員や子ども施設の職員をはじめ、子どもと関わるおとなは、まずそのためのスキルを磨くとともに、子どもの居場所をつくるために必要なまなざしを手に入れるための研修に力を注ぎたい。

そのまなざしを持ったおとながいるところに、安心できる居場所が広がっていきます。学校やこども文化センターの中に、子どもの居場所をつくる。会議の席上でも提案しましたが、空き家などを使って、異年齢の子ども・若者や地域のおとなたちがともにご飯をつくって食べられる「子ども食堂」を開いたり、地域の公園をプレーパークにして、子どもが遊びを通しておとなと関わり、人間関係を育むことができる居場所づくりが具体的に求められていると思います。

最後に「川崎市子ども権利条例」の施行を目前に控えた2001年3月。その説明集会で、条例策定にかかわった子ども委員会が次のような「子どもからおとなへのメッセージ」を発表しました。今では『川崎市母子健康手帳』に掲載されるようになったこの言葉を、いま一度私たちおとなは胸に刻み込む必要を感じています。

「まず、おとなが幸せにいてください。

おとなが幸せじゃないのに、子どもだけ幸せにはなれません。

おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかがおきます。

条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、

まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」

## 二度と事件を繰り返さないために

松原 康雄

改めて被害児童 A さんのご冥福を祈りたい。

検証という作業は、事後に行われる性格から、事件発生自体を防ぐことはできない。当時の各関係機関等の実践とスーパービジョンがその役割を担っていたといえる。検証作業の役割は、再発予防と、同様のリスクが認められる状況に対しての働きかけのあり方を明らかにすることであり、この点で私が参画した外部有識者会議は役割を果たしたと考える。同様の事件が起きないように体制を組み、運用し、子どもとともに歩んでいくことができるようにすることが大切である。だからこそ、子どもにかかわった当事者にとってはかなりつらい検証もなされていくのである。

今回の事件からも多くの課題が示唆された。特に、子どもが発信する多様な SOS を受け止める場と、子どもとかかわるあらゆる現場での大人の気づきが必要である。われわれの討議のなかでは、子どもの居場所の重要性が共通して指摘された。この居場所は、決して一箇所ではなく複数存在しているべきである。これらのなかでこそ、子どもの SOS は発信される。この発信をうながす日常的な関係形成が重要であるし、SOS を受け止めたおとなは抱え込まず、外部や関係機関施設の協力を得て対応することも同様に重要である。連携の重要性も検証のなかでは指摘されている。市としての連携体制の構築とともに、区単位で連携を実現していく組織である要保護児童対策地域協議会の役割も重要である。とりわけ、教育と福祉の連携は、子どもの生命、成長発達を保障するために必須の課題であると言えよう。

再発防止について今ひとつ大切なポイントは、「事件」を風化させないことである。今回の事件を風化させないためには、指摘された改善課題解決のロードマップを着実に歩み、点検していく作業が必要である。何が改善されて、何が取り組み途中あるいは未達成なのかを定期的に公表していくことを望みたい。子どもの権利を大切にしてきた川崎市としての取り組みの継続と、市民レベルでの子どもへの高い関心や意識の継承を願っている。子どもにとって住みやすい「まち」は、すべての地域住民にとっても住みやすい「まち」である。

## 安全文化の創出を

宮田 美恵子

大人中心の大人が忙しすぎる社会では、子どもはそれに合わせて暮らさざるを得ない。彼らの居場所やあそび場が現実から仮想空間であるインターネットやLINEといったコミュニケーションツールの中で展開されるようになり、ますます子どもの姿が見えにくくなっている。こうした中で問題が生じた時、子どもの変化に気づきSOSを受け止めるには、見えなくなっているものを視ようとする心の目が必要だ。

この度の事件を受けて、多くの大人たちは被害少年の写真を見た時ハッと気づかされた。これまであまりに関心だったこと、子どもは大人社会の中でどうしていたのかと振り返った。実際、被害少年も加害少年もどちらも社会的な絆を断ち切られ、誰に引き止められることもなく、踏み留まる力ももたず、非行の世界に押し出されて行ってしまった。生命の危機を誰にも気づかれずに家庭や学校の隙間からすり抜けてしまわないように、大人はそれぞれの立場で地域の子どもの絆になる必要がある。少し歩みを緩め、時に子どもの背丈に身をかがめ、子どもを目の中に入れてほしい。各関係機関はより一層、感度を高めスキルを上げて子どもを受け止める必要がある。

本来子どもは、安全と安心感が確保された環境の中でのびのびと子ども時代を過ごす権利を持っている。それを確かなものにするのは大人の役目である。さらに言えば、それは家庭や学校に限らず、子どもに関わる地域団体に属し日々熱心に活動する方々だけでもなく、市民一人ひとりが自発的に地域や子どもの安全のために見守りの目となって、皆と共に暮らしていくこと。それが「安全安心のまちづくり」の本意である。市は基礎となる仕組みづくりを行い、市民が継続しながら次代を育成するサイクルを創る安全文化の構築が必要だ。

社会や大人が変わらなければ、子どもは変わりようもない。繰り返し痛ましい事件が起こらないよう、検証で示唆された課題をふまえた川崎市の安全文化の創出に期待したい。

被害少年のご冥福を心よりお祈りすると共に、加害少年たちの更生を願ってやまない。

## 資料編

### 主 な 経 過

【3月3日（火）】

- ・第1回庁内対策会議、第1回教育委員会事務局検証委員会の合同会議開催

【3月31日（火）】

- ・検証委員会中間取りまとめの公表

【4月1日（水）】

- ・専門委員の職設置

【4月30日（木）】

- ・第1回外部有識者会議開催

【5月18日（月）】

- ・検証委員会報告書の公表

【5月25日（月）】

- ・第2回外部有識者会議

【6月11日（木）】

- ・第3回外部有識者会議

【6月16日（火）】

- ・庁内対策会議報告書中間取りまとめの公表

【7月22日（水）】

- ・第4回外部有識者会議

【8月25日（火）】

- ・庁内対策会議報告書公表

## 外部有識者（専門委員）名簿

（五十音順、敬称略）

	氏名	役職名等
1	影山 秀人	弁護士（横浜弁護士会所属）
2	後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科教授（刑事法）
3	小林 正幸	東京学芸大学教育実践研究支援センター教授 （教育臨床心理学）
4	新倉 アキ子	帝京大学客員准教授（対人コミュニケーション）
5	西野 博之	特定非営利活動法人 フリースペースたまりば理事長 川崎市子ども夢パーク所長
6	松原 康雄	明治学院大学教授・副学長（児童福祉論）
7	宮田 美恵子	特定非営利活動法人 日本こどもの安全教育 総合研究所理事長